

無担保住宅ローン

保証機関：(一社)日本労働者信用基金協会

1. 商品名	無担保住宅ローン				
2. ご利用いただける方	<p>長野県労働金庫に出資のある労働組合等会員の構成員(組合員)、またはご自宅もしくは勤務先が長野県内にある方で、次の条件を満たす方</p> <p>※ ご融資にあたり長野県労働金庫および保証機関の審査手続きが必要となります。審査結果によっては、ご融資利用のご希望にそえない場合があります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満18歳以上で、最終ご返済時年齢が満76歳未満の方 ※ 満18歳以上の未成年者は、親権者の同意が必要です ・勤続年数が原則1年以上の方 ※ 労働組合等会員の新入組合員(新卒者以外を含む)の方は特例があります ・ご返済に見合う安定した収入のある方で、前年の税込年収が150万円以上の方 ・その他、保証機関が定めた保証基準を満たしている方 				
3. ご返済期間	最長25年				
4. ご融資金額	最高2,000万円(1万円単位)				
5. お使いみち	<p>ご本人もしくは2親等以内の親族の居住用住宅のための次の範囲とし、事業資金、投機目的資金、負債整理資金を除きます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム資金(マイホームの増改築・改修・模様替え費用、車庫・外構工事全般、太陽光発電設備費用等) ・居宅(空家を含む)の解体資金および解体に付随する資金 ・住宅購入費用(マイホームの購入費用・宅地購入費用・新築費用・関連諸費用等) ・他金融機関からの住宅ローン・リフォームローン借換費用 				
6. ご融資金利	<p>固定金利または変動金利からお選びいただけます。具体的な金利は店頭でお問い合わせください</p> <p>(1)変動金利</p> <p>ご融資金利は、労金変動型住宅ローンプライムレート(住宅ローンの基準金利)に連動し、年2回(4月・10月の各々1日)見直し、6月・12月の約定返済日の翌日より適用します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご返済額は、7月・翌年1月のご返済分から利率見直しの都度、変更されます。 ・ご返済額・最終返済期日は、次の方法により調整します。 <table border="1" data-bbox="606 1512 1428 1825"> <tr> <td>ご融資金利が引き下げられたとき</td> <td>算出した新返済額が変更前のご返済額を下回る場合は、ご返済額の変更は行わず、返済期間を短縮します。この場合、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整します。</td> </tr> <tr> <td>ご融資金利が引き上げられたとき</td> <td>最終返済期日に合わせてご返済額を見直しますが、算出した新返済額が変更前のご返済額を上回る場合は、算出したご返済額を新返済額とします。この場合、増加割合に上限は設けないものとします。</td> </tr> </table> <p>(2)固定金利</p> <p>ご契約時の金利が完済まで適用されます</p>	ご融資金利が引き下げられたとき	算出した新返済額が変更前のご返済額を下回る場合は、ご返済額の変更は行わず、返済期間を短縮します。この場合、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整します。	ご融資金利が引き上げられたとき	最終返済期日に合わせてご返済額を見直しますが、算出した新返済額が変更前のご返済額を上回る場合は、算出したご返済額を新返済額とします。この場合、増加割合に上限は設けないものとします。
ご融資金利が引き下げられたとき	算出した新返済額が変更前のご返済額を下回る場合は、ご返済額の変更は行わず、返済期間を短縮します。この場合、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整します。				
ご融資金利が引き上げられたとき	最終返済期日に合わせてご返済額を見直しますが、算出した新返済額が変更前のご返済額を上回る場合は、算出したご返済額を新返済額とします。この場合、増加割合に上限は設けないものとします。				
7. 保証料率	長野県労働金庫が負担します				

8. ご返済方法	<p>・元利均等返済とし、毎月返済または毎月・ボーナス併用返済からお選びください</p> <p>※ 元利均等返済とは、毎月またはボーナス返済月の各返済日に一定の返済額（元金と利息の合計）でご返済いただく方式です。</p> <p>・毎月・ボーナス併用返済の場合のボーナス返済部分は、お申込み金額の50%までとなります</p> <p>・随時返済(定例返済以外)もいただけます。その際の手数料は無料です</p> <p>※ 随時返済では、前回ご返済日(お利息支払日)の翌日から随時返済当日までのお利息(融資残高に基づき計算します)の精算が必要となります。当該お利息額以上のご入金が必要となるため、金額によってはご希望にそえない場合がありますので、ご注意ください。</p>
9. ご返済試算額の入手方法	<p>店頭までお申し付けください。また、インターネット・ホームページからも試算いただけます。</p> <p>長野県労働金庫のホームページアドレス http://www.nagano-rokin.co.jp/</p> <p>※ インターネット・ホームページのローンシミュレーションをお選びいただき、各種ラインナップのうちの「フリー入力 返済金額を試算する」の画面より試算いただけます。</p>
10. 担保	不要です
11. 団体信用生命保険	<p>〈団信とは〉</p> <p>ご加入者が万一死亡または所定の高度障がい状態になった場合、保険金によりローン残額が返済され、原則ご家族に負担が残らない仕組みとなっています</p> <p>・最高 2,000 万円(ただし、ご融資残高の範囲内)</p> <p>※ お使いみちに借換費用が含まれる場合で、債務者が複数名のときは、主たる債務者1名でのご加入だけでなく、設定した付保割合に応じて複数名でのご加入も可能です。また、ご夫婦で債務者となられるときはご夫婦のそれぞれが所定の加入条件を満たした場合に夫婦連生団信を利用してのご加入も可能です。</p> <p>〈ご加入いただける方〉</p> <p>【お使いみちに借換費用が含まれる場合】</p> <p>保障開始日現在、満18歳以上満66歳未満の方で、保険会社の加入承諾がある方</p> <p>(1)1名で団信に加入する場合(単独加入)</p> <p>〈被保険者〉 債務者1名</p> <p>〈保険金額〉 保険金額＝債務残高</p> <p>〈保険料負担〉 お客様の保険料負担はありません</p> <p>〈備考〉 ご加入後の団信切替はできません</p> <p>(2)連帯債務で2名以上が団信に加入する場合</p> <p>① 付保割合設定</p> <p>〈被保険者〉 連帯債務で団信加入を行った複数名 (2名以上も取扱い可)</p> <p>※ 合計が100%となるように被保険者ごとに付保割合を設定</p> <p>〈保険金額〉 保険金額＝債務残高×付保割合(%)</p> <p>※ 付保割合に応じた保険金が支払われるため、残った債務についてはご返済を継続いただけます。</p> <p>〈保険料負担〉 お客様の保険料負担はありません</p> <p>〈備考〉 ご加入後の団信切替はできません</p> <p>また、被保険者のうち、どちらかが保険会社の加入承諾が得られなかった場合には単独加入となります</p>

	<p>② 夫婦連生団信</p> <p>〈被保険者〉 夫婦である連帯債務者 2 名</p> <p>〈保険金額〉 保険金額＝債務残高</p> <p style="padding-left: 40px;">※ ご夫婦それぞれが債務残高を保険金額とする 保険契約に加入</p> <p>〈保険料負担〉 保険料見合い相当分、年 0.1%が金利に上乗せ されます。</p> <p>〈備考〉 ご加入後の団信切替はできません また、被保険者のうちどちらかが保険会社の加入 承諾が得られなかった場合は、単独加入となります</p> <p>【お使いみちに借換費用が含まれない場合】</p> <p style="padding-left: 20px;">保障開始日現在、満 18 歳以上満 61 歳未満かつ最終ご返済時年齢が 満 71 歳未満の方で、保険会社の加入承諾がある方</p> <p>〈被保険者〉 債務者 1 名</p> <p>〈保険金額〉 保険金額＝債務残高</p> <p>〈保険料負担〉 保険料見合い相当分、年 0.18%が金利に上乗せされます</p>
12. 連帯保証人	原則として不要です。ただし、保証機関の請求により連帯保証人を必要とすることがあります
13. 手数料等	申込事務手数料は無料です。また、随時返済、全額返済も手数料無料でご利用いただけます
14. ろうきんへの 相談 苦情 お問合わせ	<p>ご契約内容や商品に関する相談・お問合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p style="padding-left: 40px;">フリーダイヤル 0120-191948</p> <p>受付時間 平日：午前 9 時～午後 5 時 土・日曜日：午前 10 時～午後 5 時 (祝日、振替休日(土・日曜日)が祝日の場合は営業)、12 月 31 日～1 月 3 日、5 月 3 日～5 月 5 日を除く)</p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p style="padding-left: 40px;">【窓口：長野県労働金庫お客様相談ダイヤル】 0120-606-150</p> <p>受付時間 平日：午前 9 時～午後 5 時</p> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付け いただくか、当金庫ホームページ<http://www.nagano-rokin.co.jp/>をご覧ください。</p>
15. 第三者機関に問題 解決を相談したい場 合	<p>東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談ダイヤルまたはろうきん相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談ダイヤルもしくはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p style="padding-left: 40px;">【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】</p> <p style="padding-left: 40px;">0120-177-288 受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時</p>

16. お客様宛の通知物	<p>ご融資のご利用後、次の通知をお客様のご自宅宛に送付させていただきます</p> <p>(1)返済予定表</p> <table border="1" data-bbox="568 210 1401 338"> <thead> <tr> <th>金利種類</th> <th>返済予定表に記載される対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定金利</td> <td>最終返済期日までの全期間</td> </tr> <tr> <td>変動金利</td> <td>次回金利見直し日までの期間(最長半年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 随時返済、金利変更、契約変更時にも返済予定表を発行し、お客様のご自宅宛に送付させていただきます。</p> <p>※ <ろうきんダイレクト>(インターネットバンキング)をご利用の方におかれましては、上記「返済予定表」について郵送等による通知に替えて、<ろうきんダイレクト>(インターネットバンキング)にて閲覧することができます。</p> <p>※ <ろうきんダイレクト>(インターネットバンキング)をご利用の方であっても、融資のご請求・ご確認に関するもの、事故防止を目的とする新規及び変更契約の内容確認に関するお知らせ等は、ご自宅へ郵送させていただきます。</p> <p>(2)年末残高証明書 所得税の住宅取得等特別控除の対象となる場合に作成します。 新規ご利用に伴う確定申告用は1月中旬頃、年末調整用は10月中旬頃にご自宅宛に送付させていただきます。2名以上の連帯債務の場合には、連帯債務者それぞれに年末残高証明書を作成します。</p> <p>(3)完済通知 ご融資完済時に作成します。</p>	金利種類	返済予定表に記載される対象期間	固定金利	最終返済期日までの全期間	変動金利	次回金利見直し日までの期間(最長半年)
金利種類	返済予定表に記載される対象期間						
固定金利	最終返済期日までの全期間						
変動金利	次回金利見直し日までの期間(最長半年)						
17. 教育・子育て世代応援ローン	<p>融資のご利用時点において、次のいずれも満たしている方について、「教育・子育て世代応援ローン」のお申込みがいただけます。「教育・子育て世代応援ローン」のご融資金利は店頭でお問い合わせください</p> <p>(1)新生児から大学院までのお子様がいる方</p> <p>(2)ろうきん住宅ローン(不動産担保型)のご利用者。(連帯債務者および債務者でない配偶者が借入者の場合も含まれます)</p>						
18. その他	<p>長野県労働金庫および保証機関の審査手続きの結果、ご融資金について長野県労働金庫から施工業者様等お支払い先にお振込みをお願いする場合がございます(振込手数料はお客様にご負担いただきます)。また、施工業者様等お支払い先が発行した領収書等の写しのご提出をお願いする場合がございます</p> <p>・次の融資商品をお申込みの場合は、別途当該商品の商品概要説明書の記載内容も併せてご確認ください。 「自治体提携協調融資」</p>						